

採用活動におけるハラスメント防止に関する方針

神奈川県住宅供給公社

理事長 高澤 幸夫

1 はじめに

神奈川県住宅供給公社（以下「公社」）は、採用活動※において、すべての求職者等の人格および尊厳を尊重し、ハラスメントのない公正な採用活動を行うこととします。性的な言動や、優越的な立場を利用した威圧的な言動等により、求職者等の求職活動を阻害するいかなるハラスメントも一切許容しません。

公社は、すべての求職者等が安心して応募・相談・見学等を行える環境づくりに努め、以下のとおり必要な措置を講じます。

※採用に係る職場見学、オープンカンパニー、面接など

2 求職者等

本方針における「求職者等」とは、以下の者としています。

- ・求職者（公社の求人に応募する者）
- ・公社のオープンカンパニーや就職説明会等に参加する者
- ・公社の職場を見学する者
- ・紹介会社等を通じて接触する求職者
- ・公社入社の内定を得た者
- ・その他、公社が実施する採用活動に参加する上記以外の者

3 採用活動に関するルール

（1）面談時間

- ・面談は、原則として平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの時間帯に実施します。
- ・早朝、夜間、休日での面談は、原則として行いません。

（2）面談場所

- ・面談は、公社の会議室またはオンライン（公式ツール）で実施します。
- ・飲食店、私的な場所での面談は行いません。

（3）その他

- ・面談は複数の公社職員により行います。
- ・採用活動において知り得た個人情報は、適正な取扱いを行います。

4 連絡手段について

（1）使用する連絡手段

採用活動に関する連絡は、以下のとおり指定した公式の連絡手段のみを使用します。

- ・公社採用担当メールアドレス

- ・ 公社が使用する採用システム
- ・ 公社が指定する電話番号
- ・ 公社が指定するオンライン会議ツール

(2) SNS 等の私的連絡について

- ・ 公社職員個人の SNS (LINE、Instagram、X 等) による私的連絡は行いません。
- ・ 求職者等から、公社職員個人の SNS への連絡を行う必要はありません。

5 禁止される行為

公社は、採用活動に関わるすべての役職員等に求職者等に対する以下の行為を厳に禁止します。

(1) セクシュアルハラスメント

性的な言動によって求職者等に不利益や不快感を与えること、またはそれを条件に応募の取扱いを左右すること

(2) パワーハラスメント

採用活動における優越的な立場を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、求職者等に精神的・身体的な苦痛を与えること

(3) その他のハラスメント

求職者等の人種、信条、性別、年齢、障がいなどを理由とした差別的な言動を行うこと

6 相談窓口

求職者等が公社の採用活動においてハラスメントを受け、またはこれに類する行為を見聞きした場合、以下の相談窓口に連絡することができます。公社は、相談者のプライバシーを保護し、相談したことを理由として採用選考において不利益な取扱いは一切行いません。

また、行為者を除く役職員等が事実関係の確認等に協力することについても、そのことを理由として不利益な取扱いを行いません。

【社内相談窓口】

担当部署：総務部総務広報課 吉田、^{けんもつ} 鈮持

電話番号：045-651-1842 (8:30～17:15)

お問い合わせフォーム：

<https://www.kanagawa-jk.or.jp/contact/inquiry.php>

※社内、社外ともに土日祝日年末年始その他休業日を除く

【社外相談窓口】

社会保険労務士ハチヤ事務所

蜂谷特定社会保険労務士

電話番号：045-775-1804 (9:00～17:00)

7 対応及び再発防止

公社は、ハラスメントに関する相談が寄せられた場合、速やかに事実関係を調査し、ハラスメント行為を行った者には必要な指導・処分を行い、再発防止に向けた措置を講じます。

また、大学キャリアセンター等から求職者等に対するハラスメントに係る相談に関する情報提供があった場合には、情報提供者と連携し、適切な対応を行います。

さらに、ハラスメント防止に関する研修を実施し、啓発に努めます。

以上

令和8年10月1日制定